

(平成24年7月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和57年8月23日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月23日から同年9月1日まで

私は、昭和51年4月1日から平成7年7月31日まで、A社及び同社の支店で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の1か月の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間は、私が昭和57年8月23日付けでA社から同社B支店に転勤した時期に当たり、申立期間も途切れることなく勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社の回答、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書、転勤辞令簿、社員台帳及び複数の元同僚の証言などから、申立人が、申立期間を含む昭和51年4月1日から平成7年7月31日までの間、同社及び同社の支店に継続して勤務し（昭和57年8月23日付けでA社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和57年9月の社会保険事務所（当時）の記録から16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、A社B支店は平成8年9月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、A社では、同社B支店に係る当時の関係資料を保管していないため、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、申立期間について、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料等が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②及び③におけるA社に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成3年5月から同年7月までの期間は38万円、5年1月は44万円、6年1月から同年10月までの期間は53万円、同年11月から7年1月までの期間は47万円に訂正することが必要である。

また、申立期間④におけるB社に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成10年7月から同年9月までの期間は56万円、同年10月から11年5月までの期間は59万円に訂正することが必要である。

なお、いずれの事業主も、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年2月1日から同年8月1日まで  
② 平成5年1月1日から同年4月1日まで  
③ 平成6年1月1日から7年2月1日まで  
④ 平成10年6月1日から11年6月1日まで

申立期間①、②及び③に係る標準報酬月額については、私がA社から受け取っていた給与額に比べて低くなっている。また、申立期間④については、B社から受け取っていた給与額に比べて低くなっている。

私は、全申立期間（34 か月）のうちの一部の期間の給与支給明細書を持っているので、申立期間①、②、③及び④について、私が受け取っていた給与額に見合う標準報酬月額記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②、③及び④の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認

められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が保管している給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、申立期間①、②、③及び④のうち、平成3年5月から同年7月までの期間は38万円、5年1月は44万円、6年5月から同年10月までの期間は53万円、同年11月から7年1月までの期間は47万円、10年7月から同年9月までの期間は56万円、同年10月から11年5月までの期間は59万円とすることが妥当である。

また、申立期間③のうち、平成6年1月から同年4月までの期間については、申立人は給与支給明細書を保管していないものの、申立人名義の預金通帳に記載された当該期間と当該期間に引き続く同年5月から同年10月までのA社からの毎月の給与振込額が同額であり、これらが、申立人の保管する同年5月から同年10月までの毎月の給与支給明細書の差引支給額欄に記載された額と一致することから、当該期間に係る保険料控除額についても同額であったものと推認でき、同年5月から同年10月までの期間と同額の53万円とすることが妥当である。

一方、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）は、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

A社及びB社の商業登記簿謄本では、申立人は申立期間当時、取締役就任していることが確認できる。このことについて、申立人は、「A社では販売に関する営業部長、B社では設計、監理で、経理関係事務には携わっていなかった。」と述べているところ、A社では、申立人は営業職として勤務しており、経理や社会保険関係事務には関与していない旨回答していることから判断すると、特例法第1条第1項ただし書の規定には該当しないものと考えられる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社では当時の関係資料を保管しておらず、申立期間における保険料の控除状況等は不明と回答しており、また、B社は、平成15年4月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料が無いことから、行ったとは認められない。

次に、申立期間①、②及び④のうち、平成3年4月、5年2月及び同年3月、10年6月については、前述の給与支給明細書から確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録上の標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間①のうち、平成3年2月及び同年3月について、申立人は、当該期間に係る保険料控除額を確認できる関連資料等を保管しておらず、A社も当時の関係資料を保管していないことから、当該期間の保険料控除額及び報酬月額が確認できない。

さらに、A社及びB社に係るオンライン記録では、申立期間の標準報酬月額が遡及して取り消されたり、より低額な金額に訂正された形跡などは確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和54年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月31日から同年8月1日まで

私は、年金事務所から、A社における厚生年金の記録回復が行われた者の同僚としてお知らせがあったので、自分の年金記録を確認したところ、申立期間の1か月の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

申立期間は、私がA社からC社に異動した時期に当たり、休むことなく勤務していたので、当該申立期間を厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和54年8月1日付けでA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和54年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の関連資料等を保管していないため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和54年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所

は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年7月から9年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月から9年5月まで

私は、平成7年9月21日にA町役場B支所で国民年金の任意加入の手続を行った際に、65歳になるまでの残りの期間の国民年金保険料（付加保険料を含む。以下同じ。）を早く全額納付したいと思い、その場で担当職員に現金5万円を納付し、その翌日にも、その職員に自宅に集金に来てもらい18万円を納付した。また、8年4月1日にも、後任の職員に確認して教えてもらった7万2,600円を自宅でその職員に納付した。そのとき、「これで完納です。」と言われたので安心していましたが、オンライン記録では、納付済みの期間が同年6月までとなっており、私は、同年7月1日付けで国民年金の被保険者資格を喪失したことになっている。

しかし、私は、経済的に余裕があったので、資格喪失の申出を行うはずが無く、65歳になるまでの期間は加入するつもりで、確かに国民年金保険料を納付したので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、日記として書き留めていた2冊の手帳のうち、申立人が国民年金の任意加入の手続及び国民年金保険料の納付を行ったことを記載した、それぞれ見開き2ページの写しを提示した上で、任意加入制度により納付できる平成9年5月までの国民年金保険料を、3回にわたりA町に納付したと主張しているところ、当該手帳は、その記載内容から、申立期間当時に記載されたことがうかがえるものの、制度上、国民年金保険料は概算による収納ができない上、同町も概算により収納することは無いと説明している。

また、申立人が国民年金に任意加入できるのは、その65歳到達日の前月に

当たる平成9年\*月までの期間であるところ、当該手帳に記載されている3回目（最終）の納付日に当たる8年4月1日時点では、その翌年度に当たる9年4月及び同年5月については、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、「申立期間において、手帳に記載している3回のほかには国民年金保険料を納付したことは無い。」と述べていることから、当該期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、平成8年7月1日に国民年金の被保険者資格を喪失していることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、仮に、当該喪失日前に同月以降の国民年金保険料を納付していた場合には、当該保険料は過誤納記録となるが、申立期間の国民年金保険料については、その形跡が確認できない。

加えて、当該手帳のほかに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 1 月 4 日から同年 8 月 22 日まで

私は、平成 6 年 1 月から 7 年 7 月までの間、A 社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、当時は子供が小さかったことから、入社後すぐに健康保険の加入手続をしてもらったので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた元同僚の供述から、申立人が申立期間当時、A 社で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立事業所は、商業登記簿謄本では、平成 19 年 12 月\*日付けで破産終結登記されている上、オンライン記録では、18 年 10 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の元事業主は既に死亡していることなどから、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

また、申立事業所が、当時、社会保険事務等を委託していた社会保険労務士は、社会保険事務所（当時）に提出した申立事業所に係る関係資料等は保管していないものの、独自に作成した申立事業所に係る社会保険及び雇用保険の被保険者台帳を保管しており、当該台帳では、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は平成 6 年 8 月 22 日、離職日は 7 年 7 月 8 日の記載が確認でき、これらの日付は、オンライン記録の厚生年金保険の被保険者期間と一致する。

さらに、申立人の申立事業所に係る雇用保険の加入記録は、厚生年金保険

の資格取得日の2か月前に当たる平成6年6月21日から7年7月8日までの期間であることが確認できるものの、申立期間と同時期に申立事業所に勤務していた元同僚5人（前述の申立人が氏名を挙げた元同僚を含む。）についても、申立事業所に係る厚生年金保険及び雇用保険の記録を確認したところ、厚生年金保険及び雇用保険の加入時期が一致しているのは1人のみであり、残りの4人は申立人と同様に雇用保険の資格取得日が厚生年金保険の資格取得日より前となっていることから、申立事業所では、雇用保険の加入時期と同時期に、あるいは、当該時期よりも前の時期に厚生年金保険料の控除を開始したと推認することは困難である。

なお、申立人は申立事業所に入社後すぐに健康保険の加入手続をしてもらったと主張しているが、申立期間当時（入社前の期間を含む。）の健康保険の加入状況について、申立人の主張を裏付ける関連資料が無く、申立人が申立期間当時、政府管掌健康保険（当時）の被保険者であったことの確認はできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで  
② 昭和 43 年 1 月 24 日から同年 4 月 1 日まで

私は、申立期間①についてはA社B事業所C区に、申立期間②についてはA社B事業所D区において臨時雇用員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、当時の同僚には厚生年金保険の加入記録があることから、私も同じように厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、A社B事業所C区、A社B事業所D区という名称の厚生年金保険の適用事業所が確認できない上、申立期間①及び②の期間中、A社B事業所（当時）管内の共済組合員以外の臨時雇用員等が加入する厚生年金保険の適用事業所であったA社B事業所及びA社E事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は確認できない。

また、A社の清算業務を継承するF社が提出した申立人の履歴表から、申立人は、昭和42年5月1日から同年10月31日までの期間はA社B事業所C区に、同年11月1日から43年3月31日までの期間はA社E事業所に、それぞれ臨時雇用員として勤務していることが確認でき、申立期間①については加入時期が、申立期間②については勤務先の事業所が申立人の主張と異なっている。

さらに、F社は、当時の社会保険関係の資料等を保管しておらず、申立期間①及び②における申立人の厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等

は不明とした上で、「当時のA社における、臨時雇用員の厚生年金保険に関する扱いについては、臨時雇用員等社会保険事務処理規定により定められていたが、実際には、事業所単位の裁量に委ねられており、その取扱いは区々で、厚生年金保険の加入の事実や保険料控除に関する資料が確認できない。このため、申立人が申立期間中、厚生年金保険に加入していたとは言えない。」と回答しているほか、申立人が申立期間当時、臨時雇用員として勤務していたとして氏名を挙げた複数の元同僚から聴取したものの、厚生年金保険料の控除状況について申立内容を裏付ける供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。